



平成 25 年 12 月

提案箱のご意見に対する病院からのご連絡

数多くのご意見、ご感想をお寄せいただきありがとうございました。ここに、ご意見についての実施状況または回答をご報告申し上げます。

皆さまからのご意見

足に障害があるため、通院の際に車椅子専用駐車場の利用を申し出たところ、「ご自分で歩行できる人は利用できない」と断られた。駐車禁止等除外標章、身体障害者手帳の交付を受けているのになぜ利用できないのか。

当院の対応

当院では中央玄関前に車椅子専用駐車場（19 台枠）を設けていますが、限られた駐車枠であるため、下記の通り利用基準を定め、該当する方には当院の利用許可証を発行しています。お持ちの許可証等は、指定された対象施設、場所（一般道路等）の利用に関する許可ですので、その許可証等で当院の車椅子専用駐車場を利用いただくことはできません。また身体障害者手帳をお持ちの場合でも別に当院の利用許可証が必要です。家族の送迎が可能な方、自力歩行ができ日常的には車椅子を使用されていない方等は、原則として中央玄関前で乗降し、車両は一般駐車場に駐車していただくようお願いしています。そのため乗降時にお世話する係員を中央玄関前に配置しています。限られた車椅子専用駐車場ですので、効率的に運用していくためには、より身体障害のレベルが高い患者さんを優先する必要がありますので、譲り合いのお気持ちでご理解・ご協力をお願いします。なお、その日の症状等により一般駐車場への駐車が極めて困難な場合には、特別許可を出すことができますので、係員に申し出てください。

【車椅子専用駐車場の利用基準】

1. 定期的に治療・検査のため来院される患者さんで、来院時には車椅子の使用が必要（重度の身体障害のため歩行が困難であるなど、日常的に車椅子を使用している人等）で、ご自分で車両を運転して通院されている人
2. 身体障害のレベルが高い子どもさんや高齢者の患者さん（ストレッチャー、車椅子等の介護用具が必要な方に限ります）の付き添いとして車両を運転して通院されている人
3. その他一般駐車場が利用できない特別な理由のある人

